

令和5年 造林・製品生産・立木販売事業に関する説明会

令和5年度各事業の概要等

令和5年度 造林事業関係について

北海道森林管理局 森林整備第一課

1. 令和5年度 造林関係事業の概要について

(1)補正予算、繰越予算の対応

- ①令和4年度補正予算（繰越）による事業
19署 地拵165ha 植付(新植)227ha外
※生産との一括発注を除く
※現在、入札及び契約手続き中
- ②令和4年度翌債（繰越）による事業
1署 つる切162ha外
※現在、入札及び契約手続き中
- ③令和4年度明許（繰越）による事業を検討中

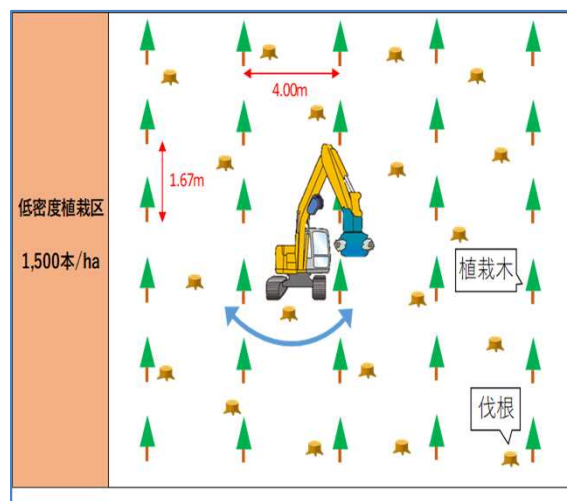
(2)令和5年度当初予算の傾向

補正予算、翌債、明許を含めたR5当初予算はR4と同規模程度

2. 新しい林業の推進について

(1)労働負荷が高く、人材確保が困難な下刈作業について、走行型機械を想定した実証地を全（支）署において設定し、軽労化を重視した作業体系の確立を目指します。

(2)下刈を想定した大型機械地拵、植栽本数の低密度化、下刈回数の削減に取り組み、収支のプラス転換を目指します。



下刈の軽労化に資する植栽仕様



グラップルレーキによる地拵



クラッシャーによる下刈



乗車式下刈機による下刈



リモコン式下刈機

3. コンテナ苗について

(1)北海道森林管理局におけるコンテナ苗の使用については、苗木生産者との協定締結の割合を5割程度から7割程度に引き上げ、計画的な調達を継続し必要な苗木の確保に取り組みます。

(2)育苗期間を短縮したコンテナ苗の実証的植栽及び調査・検証に引き続き取り組みます。

(3)下刈回数削減に向けて、大苗や緩効性肥料を施用したコンテナ苗の植栽に引き続き取り組みます。



無下刈のクリーンラーチ



トマツコンテナ苗の大苗植栽



トマツ3年生コンテナ苗植栽

4. 造林事業におけるコンテナ苗について

(1) 北海道森林管理局におけるコンテナ苗の使用については、苗木生産者との協定に基づき、計画的に調達する取り組みを引き続き実施。

(2) 協定締結苗木生産者は前年度5社から8社に増加。

コンテナ苗の安定需給協定量(R3・R4合計)

(千本)

		トドマツ	カラマツ	クリーンラーチ
令和5年度	春	65	107	7
	秋	271	275	55
令和6年度	春	93	179	22
	秋	236	287	83
令和7年度	春	170	178	10
	秋	312	295	93
令和8年度	春	168		
	秋	318		
令和9年度	春	198		
	秋	314		

注:トドマツは5箇年、カラマツ・クリーンラーチは3箇年

令和5年 造林・製品生産・立木販売事業に関する説明会

令和5年度 製品生産・販売関係事業について

- 1 令和5年度 製品生産・販売関係事業の概要
- 2 令和5年度 複数年契約
- 3 製品生産・販売事業実行にあたっての留意事項

令和5年3月7日(火)

令和5年度 製品生産・販売関係事業の概要

1 令和5年度製品生産事業量

補正、ゼロ国、翌債含めて前年度の110%程度の予定

(1) 令和4年度補正予算、ゼロ国

補正(翌債) 22署	225, 200m ³	公告済み
------------	------------------------	------

ゼロ国 3署	45, 500m ³	公告済み
--------	-----------------------	------

(2) 令和4年度予算繰り越しによる事業

翌債 1署	2, 200 m ³	公告済み
-------	-----------------------	------

明許	※現在調整中、繰越協議終了後発注予定	
----	--------------------	--

(3) 令和5年度予算ゼロ国

公告済み

3署	20, 800 m ³	
----	------------------------	--

<u>公告済 合計</u>	<u>293, 700 m³</u>	
---------------	-------------------------------	--

2 令和5年度複数年契約

(1) 石狩森林管理署(2力年)

面積:約310ha

材積:約 21,300m³

(2) 留萌南部森林管理署(2力年)

面積:約258ha

材積:約 10,000m³

(3) 根釧西部森林管理署(2力年)

面積:約477ha

材積:約 19,300m³

(4) 後志森林管理署(2力年)

面積:約282ha

材積:約11,600m³

製品生産・販売事業実行にあたっての留意事項

1 製品生産事業

- ・早期発注の取り組み → 安定的な木材供給
- ・広葉樹の積極的な用材区分(山元土場販売含む)
- ・事業の適切な管理
伐採区域、実行数量、森林作業道作設箇所、延長等の進行状況確認
- ・現場代理人と監督職員、資源活用担当者の連携

2 製品販売事業

- ・令和5年度の販売予定量……生産量と同様
- ・越材の販売について
- ・銘木市への積極的な出品

令和5年 造林・製品生産・立木販売事業に関する説明会

**令和5年度 立木販売事業関係について
(資源活用第一課関係)**

1 収穫量と立木販売量の検討量について

(1) 収穫量

今年度計画比 およそ107%

(2) 立木販売量

今年度計画比 およそ100%

※ 昨年度に引き続き、今年度も旺盛な木材需要により各工場では原木が不足したため、国有林では年度当初「立木公売の前倒し」を行い、計画量に対しおよそ115%を出品。

2 林地未利用材の販売について

(1) 森林資源の「カスケード利用」の推進及び主伐箇所における造林事業（地拵え・植付）の省力化に資するよう、伐採に伴い発生する末木枝条を一般競争入札により販売。

また、北海道森林管理局のホームページで林地未利用材発生予定情報を発信し、積極的なPRに努めます。

(2) 立木販売の主伐における末木枝条について、搬出しない場合であっても、地拵え・植付に支障となる場所に放置しないよう特約事項に明記していますので、確実に実施するようお願いいたします。

3 立木販売の間伐（列状）における面積拡大による標準地調査の取り組み

(1) 立木販売の間伐（列状）における収穫調査の省力化の取り組みとして、生産請負箇所では実施している「面積拡大による標準地調査」を立木販売に適用し2署（空知署、後志署）において試行。公売の結果、落札。

このうち1署では、事業実行中に買受者から課題等を聞き取ったところであり、残る1署についても、今後、事業着手後に買受者から課題等を聞き取りを行い、検証・改善に取り組めます。

(2) この調査方法は、全ての伐採木に標示はせず、標準地として設定した区域内のみ毎木で調査して蓄積を把握するもの。

伐採列標示は買受者に行って頂き、森林官等が確認・承認するといった取り組みです。

(3) 課題等の改善に取り組むとともにR5年度も継続していく考えです。

4 誤伐の未然防止について

- (1) 誤伐は、国有林野の管理経営上起きてはならない重大な案件として、これまでも未然防止・再発防止に努めてきたところですが、今年度は昨年度よりは減少したものの立木販売で1件の誤伐が発生しました。
- (2) 原因の多くは、事前の伐採区域の誤認、作業者等への伝達不足ですので、事業の着手にあたっては、発注者や監督職員・森林官等と綿密な打合せを行い、誤伐の未然防止に努めてください。
- (3) 誤伐の発生に至った場合、「指名停止」の行政処分や悪質と判断された場合、罰則が適用され社会的信用失墜に繋がります。
- (4) 令和4年12月1日以降の立木販売入札公告分から、林地保全に配慮した取り組みとして「伐採及び搬出に係るチェックリスト」の提出と併せ、「誤伐防止のためのチェックポイント」の提出をお願いしています。